

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 東京製綱株式会社 代 表 者 取締役社長 中村裕明 (コード番号: 5981、東証第1部) 問合せ先 常務取締役執行役員総務部長 佐藤和規 (TEL. 03-6366-7777)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本日、公表いたしました「A 種種類株式の取得及び消却(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び同法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)、並びに当社普通株式の募集(自己株式の処分)に係る発行登録に関するお知らせ」のとおり、A 種種類株式を A 種種類株主であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合から全株取得し消却することに伴い、当社が発行する株式は普通株式のみとなることから、定款に規定する A 種種類株式及び B 種種類株式の条項を削除し、併せてその他所要の変更を行うものであります。なお、当該変更の効力発生は、上記の A 種種類株式の取得及び消却が完了することを条件とします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 効力発生日

- (1) 定時株主総会決議日 平成 27 年 6 月 26 日
- (2) 定款変更の効力発生日

当社取締役会決議により A 種種類株式が合意取得され、消却された日 (平成 27年7月9日 予定)

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

変更案 現行定款 (発行可能株式総数) (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は4億株と 当会社の発行可能株式総数は4億株と 第6条 し、普通株式の発行可能種類株式総数 する。 は 4 億株, A 種種類株式の発行可能種 類株式総数は 2,500 株, B 種種類株式 の発行可能種類株式総数は925株とす (単元株式数) (単元株式数) 第8条 普通株式の単元株式数は 1,000 株と 第8条 当会社の単元株式数は, 1,000 株とす し, A 種種類株式および B 種種類株式 る。 の単元株式数は1株とする。 第2章の2 種類株式 (削除) (A 種種類株式) (削除) 第13条の2 当会社の発行する A 種種類株式の内容 は次のとおりとする。 (剰余金の配当) 当会社は、ある事業年度中に属する日 1. を基準日として剰余金の配当をすると きは, 当該基準日の最終の株主名簿に 記載または記録されたA種種類株式を 有する株主(以下「A 種種類株主」と いう。) または A 種種類株式の登録株 式質権者(A 種種類株主と併せて以下 「A種種類株主等」という。) に対し, 当該基準日の最終の株主名簿に記載ま たは記録された普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普 通株式の登録株式質権者(普通株主と

併せて以下「普通株主等」という。) および B 種種類株式を有する株主(以下 「B 種種類株主」という。) または B 種種類株式の登録株式質権者(B 種種

(2)

現行定款 変更案

類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。)に先立ち、A種種類株式 1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。なお、優先配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

A 種種類株式 1 株当たりの優先配当 金の額は, 1,000,000 円 (以下「払込 金額相当額」という。) に, 平成29年 6月30日までの期間においては4.5% を,平成29年7月1日以降の期間に おいては 5.5%を乗じて算出した額の 金銭について、当該剰余金の配当の基 準日の属する事業年度の初日の翌日 (ただし, 平成 27年3月31日に終了 する事業年度においては、平成26年7 月8日) (同日を含む。) から当該剰余 金の配当の基準日(同日を含む。)まで の期間の実日数につき、1年を365日 (ただし、当該事業年度に閏日を含む 場合は 366 日。以下同じ。) として日 割計算により算出される金額とする。 除算は最後に行い, 円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第2位を四捨 五入する。ただし、当該剰余金の配当 の基準日の属する事業年度中の日であ って当該剰余金の配当の基準日以前の 日を基準日として, A 種種類株主等に 対し剰余金を配当したときは、A 種種 類株式 1 株当たりの優先配当金の額 は、その各配当における A 種種類株式

現行定款 変更案 1 株当たりの優先配当金の累計額を控 除した金額とする。 (3) 当会社は, A 種種類株主等に対して は、優先配当金およびA種累積未払配 当金相当額(次号に定める。)の額を超 えて剰余金の配当を行わない。ただし, 当会社が行う吸収分割手続の中で行わ れる会社法第758条第8号ロ若しくは 同法第760条第7号ロに規定される剰 余金の配当または当会社が行う新設分 割手続の中で行われる同法第763条第 12号ロ若しくは同法第765条第1項第 8 号口に規定される剰余金の配当につ いてはこの限りではない。 <u>(4)</u> ある事業年度に属する日を基準日と してA種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当の総額が, 当該事業年度の末日を基準日として優 <u> 先配当金の支払がなされたと仮定した</u> 場合に第(2)号に従い計算される優先 配当金相当額 (ただし, 第(2)号但書に より控除がなされる前の額)に達しな いときは、その不足額は、翌事業年度 以降累積する。当会社は、累積した不 足額に、当該事業年度にかかる定時株 主総会の翌日(同日を含む。)以降,平 成29年6月30日までの期間において は年率 4.5%, 平成 29 年 7 月 1 日以降 の期間においては年率5.5%の利率で1 年毎の複利計算(なお, 当該計算は, 1 年を365日とした日割計算により行う ものとし、除算は最後に行い、円位未 満小数第3位まで計算し、その小数第 3位を四捨五入する。)をした金額を加 算した額(以下「A 種累積未払配当金

4.

現行定款 変更案 相当額」という。)を,当該翌事業年度 以降、優先配当金の支払並びに普通株 主等およびB種種類株主等に対する剰 余金の配当に先立ち, A 種種類株主等 に対して配当する。 (残余財産の分配) 当会社は,残余財産を分配するとき は, A 種種類株主等に対し, 普通株主 等に先立ち、かつ、B 種種類株主等と 同順位で, A 種種類株式1株につき, 払込金額相当額に, A 種累積未払配当 金相当額および第(3)号に定める日割 未払優先配当金額を加えた額(以下「A 種残余財産分配額」という。)の金銭を 支払う。なお、A 種残余財産分配額に、 各A種種類株主等が権利を有するA種 種類株式の数を乗じた金額に1円未満 の端数が生じるときは, 当該端数は切 り捨てる。 **(2)** A 種種類株主等に対しては, 前号の ほか、残余財産の分配は行わない。 (3) A 種種類株式 1 株当たりの日割未払 優先配当金額は,残余財産の分配が行 われる日(以下「分配日」という。)の 属する事業年度において, 分配日を基 準日として優先配当金の支払がなされ たと仮定した場合に,第1項第(2)号に 従い計算される優先配当金相当額とす る。 (議決権) <u>3.</u> A 種種類株主は、法令に別段の定め のある場合を除き,株主総会において 議決権を有しない。 (普通株式を対価とする取得請求権) A 種種類株主は、平成 26 年 7 月 8

現行定款 変更案

日(以下「取得請求権行使期間開始日」 という。) 以降いつでも, A 種種類株式 の全部または一部の取得を請求する日 (以下「普通株式対価取得請求日」と いう。)を特定して,当該日の1か月前 までに書面により当会社に対して通知 した場合に限り, 当会社に対して, 普 通株式対価取得請求日において, 次号 に定める数の普通株式(以下「請求対 象普通株式 (A種)」という。) の交付 と引換えに、その有する A 種種類株式 の全部または一部を取得することを請 求すること(以下「普通株式対価取得 請求 (A種)」という。) ができるもの とし, 当会社は, 普通株式対価取得請 求日において, 当該普通株式対価取得 請求 (A種) に係る A 種種類株式を取 得するのと引換えに, 法令の許容する 範囲内において,請求対象普通株式(A 種) を, 当該 A 種種類株主に対して交 付するものとする。ただし、普通株式 対価取得請求 (A 種) は, 普通株式対 価取得請求日における分配可能額(会 社法第461条第2項に定める分配可能 額をいう。以下同じ。)が、同日に発行 済の全ての A 種種類株式 (発行会社が 有するものを除く。) について B 種種 類株式等対価取得請求 (第5項第(1)号 に定義される。) が行使されたと仮定し た場合に交付されるべき金銭の総額を 下回る場合においてのみ行うことがで きるものとする。

(2) <u>A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取</u>得請求(A種)に係るA種種類株式の

現行定款 変更案 数に, A 種残余財産分配額を乗じて得 られる額を,第(3)号乃至第(6)号で定め る取得価額で除して得られる数とす る。なお、本号においては、第2項第 (3)号に定める日割未払優先配当金額 の計算における「残余財産の分配が行 われる日」および「分配日」を普通株 式対価取得請求日と読み替えて, 日割 未払優先配当金額を計算する。また, 普通株式対価取得請求 (A 種) に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付す る普通株式の合計数に1株に満たない 端数があるときは、これを切り捨てる ものとし、この場合においては、会社 法第167条第3項に定める金銭の交付 は行わない。 (3) 取得価額は, 当初, 158.0円(以下, 本項において「当初取得価額 (A種)」 という。)とする。 <u>(4)</u> 取得価額は,平成27年3月12日(同 日を含む。) 以降, 毎年3月12日およ び9月12日(当該日が取引日でない 場合には翌取引日とする。以下「取得 価額修正日」という。)において,各取 得価額修正日に先立つ連続する 30 取 引日(以下,本号において「取得価額 算定期間 (A種)」という。) の株式会 社東京証券取引所(以下「東京証券取 引所」という。) が公表する当会社の普 通株式の普通取引の売買高加重平均価 格(以下「VWAP」という。)の平均値 の 92%に相当する額 (円位未満小数第 2位まで算出し、その小数第2位を四 捨五入する。) に修正される(以下,か かる修正後の取得価額を「修正後取得

現行定款 変更案

価額 (A種)」という。)。ただし、修正 後取得価額 (A種) が当初取得価額 (A 種)の50%に相当する額(円位未満小 数第2位まで算出し、その小数第2位 <u>を四捨五入する。)(ただし,第(6)号の</u> 調整を受ける。以下「A 種下限取得価 額」という。)を下回る場合には,修正 後取得価額 (A種) はA種下限取得価 額とし, また, 修正後取得価額 (A種) が当初取得価額(A種)の150%に相 当する額(円単位未満小数第2位まで 算出し、その小数第2位を四捨五入す る。ただし、第(6)号の調整を受ける。 以下「A種上限取得価額」という。)を 上回る場合には,修正後取得価額 (A 種)はA種上限取得価額とする。なお, 取得価額算定期間 (A 種) 中に次号に 規定する事由が生じた場合, 上記の VWAP の平均値は次号に準じて当会 社が適当と判断する値に調整される。 「取引日」とは, 東京証券取引所にお いて当会社普通株式の普通取引が行わ れる日をいい、VWAP が公表されない 日は含まれない(以下同じ。)。

- (5) 取得価額の調整
- (a) <u>以下に掲げる事由が発生した場合に</u> <u>は、それぞれ以下のとおり取得価額を</u> 調整する。
- ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合,次の算式により取得価額を調整する。なお,株式無償割当ての場合には,次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし,その時点で当会社が保有する普通株式

	明 (字 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
	現行定款	変更案
	を除く。)」,「分割後発行済普通株式数」	
	は「無償割当て後発行済普通株式数(た	
	だし、その時点で当会社が保有する普	
	通株式を除く。)」とそれぞれ読み替え	
	<u>る。</u>	
	八虫杀死行汝	
∃田 車を 4公	<u>分割前発行済</u>	
調整後 取得価額	= <u>調整前</u> × <u>普通株式数</u>	
-10113 limi HX	— 取得恤額 分割後発行済 普通株式数	
	百世休八数	
	調整後取得価額は、株式の分割に係る	
	基準日または株式無償割当ての効力が	
	生ずる日(株式無償割当てに係る基準	
	日を定めた場合は当該基準日)の翌日	
	以降これを適用する。	
<u>②</u>	普通株式につき株式の併合をする場	
	合、株式の併合の効力が生ずる日をも	
	って次の算式により、取得価額を調整	
	<u>する。</u>	
	併合前発行済	
調整後	調整前 普通株式数	
取得価額	= 取得価額 x 併合後発行済	
	普通株式数	
<u>3</u>	下記(d)に定める普通株式1株当たり	
	の時価を下回る払込金額をもって普通	
	株式を発行または当会社が保有する普	
	通株式を処分する場合(株式無償割当	
	ての場合, 普通株式の交付と引換えに	
	取得される株式若しくは新株予約権	
	(新株予約権付社債に付されたものを	
	含む。以下本号において同じ。)の取得	
	による場合,普通株式を目的とする新	

現行定款 変更案 株予約権の行使による場合または合 併,株式交換若しくは会社分割により 普通株式を交付する場合を除く。), 次 の算式(以下,本号において「取得価 額調整式」という。) により取得価額を 調整する。調整後取得価額は、払込期 日(払込期間を定めた場合には当該払 込期間の最終日) の翌日以降, また株 主への割当てに係る基準日を定めた場 合は当該基準日 (以下,本号において 「株主割当日」という。) の翌日以降こ れを適用する。なお、当会社が保有す る普通株式を処分する場合には, 次の 算式における「新たに発行する普通株 式の数」は「処分する当会社が保有す る普通株式の数」,「当会社が保有する 普通株式の数」は「処分前において当 会社が保有する普通株式の数」とそれ ぞれ読み替える。 新たに発行する (発行済 普通株式 調 調 普通株式の数 数一 整 整 × 当会社が 1株当たり 後 前 保有する 払込金額 取 取 × 普通株式 普通株式1株 得 得 の数) 当たりの時価 <u>価</u> 価 (発行済普通株式数-当会社が保 額 額 有する普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数 当会社に取得をさせることによりま 4 たは当会社に取得されることにより, 下記(d)に定める普通株式1株当たりの 時価を下回る価額をもって普通株式の 交付を受けることができる株式を発行

(5)

現行定款 変更案

または処分する場合 (株式無償割当て の場合を含む。), かかる株式の払込期 日(払込期間を定めた場合には当該払 込期間の最終日。以下本④において同 じ。) に、株式無償割当ての場合にはそ の効力が生ずる日(株式無償割当てに 係る基準日を定めた場合は当該基準 日。以下本④において同じ。)に、また 株主割当日がある場合はその日に,発 行または処分される株式の全てが当初 の条件で取得され普通株式が交付され たものとみなし, 取得価額調整式にお いて「1 株当たり払込金額」としてか かる価額を使用して計算される額を, 調整後取得価額とする。調整後取得価 額は,払込期日の翌日以降,株式無償 割当ての場合にはその効力が生ずる日 の翌日以降, また株主割当日がある場 合にはその日の翌日以降, これを適用 する。

行使することによりまたは当会社に 取得されることにより、普通株式 1 株 当たりの新株予約権の払込価額と新株 予約権の行使に際して出資される財産 の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって 普通株式の交付を受けることができる 新株予約権を発行する場合(新株予約 権無償割当ての場合を含む。),かかる 新株予約権の割当日に、新株予約権無 償割当ての場合にはその効力が生ずる 日(新株予約権無償割当てに係る基準 日を定めた場合は当該基準日。以下本 ⑤において同じ。)に、また株主割当日 がある場合はその日に、発行される新

現行定款 変更案 株予約権全てが当初の条件で行使され または取得されて普通株式が交付され たものとみなし, 取得価額調整式にお いて「1株当たり払込金額」として普 通株式1株当たりの新株予約権の払込 価額と新株予約権の行使に際して出資 される財産の普通株式1株当たりの価 額の合計額を使用して計算される額 を,調整後取得価額とする。調整後取 得価額は、かかる新株予約権の割当日 の翌日以降,新株予約権無償割当ての 場合にはその効力が生ずる日の翌日以 降, また株主割当日がある場合にはそ の翌日以降、これを適用する。ただし、 本⑤による取得価額の調整は、当会社 または当会社の子会社の取締役, 監査 役または従業員に対してストック・オ プション目的で発行される普通株式を 目的とする新株予約権には適用されな いものとする。 (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか,下 記①乃至③のいずれかに該当する場合 には, 当会社は A 種種類株主等に対し て, あらかじめ書面によりその旨並び にその事由,調整後取得価額,適用の 日およびその他必要な事項を通知した うえ,取得価額の調整を適切に行うも のとする。 1 合併,株式交換,株式交換による他 の株式会社の発行済株式の全部の取 得,株式移転,吸収分割,吸収分割に よる他の会社がその事業に関して有す る権利義務の全部若しくは一部の承継 または新設分割のために取得価額の調 整を必要とするとき。

現行定款
取得価額を調整すべき事由が2つ以
上相接して発生し、一方の事由に基づ
く調整後の取得価額の算出に当たり使
用すべき時価につき、他方の事由によ
る影響を考慮する必要があるとき。
その他,発行済普通株式数(ただし,
当会社が保有する普通株式の数を除
く。) の変更または変更の可能性を生ず
る事由の発生によって取得価額の調整
<u>を必要とするとき。</u>
取得価額の調整に際して計算が必要
な場合は、円位未満小数第2位まで算
出し,その小数第2位を四捨五入する。
取得価額調整式に使用する普通株式
1 株当たりの時価は、調整後取得価額
を適用する日に先立つ連続する 30 取
引日の東京証券取引所が公表する当会
社の普通株式の普通取引の VWAP の
平均値とする。
取得価額の調整に際し計算を行った
結果,調整後取得価額と調整前取得価
額との差額が1円未満にとどまるとき
は,取得価額の調整はこれを行わない。
前号の規定により取得価額の調整を
行う場合には、A 種上限取得価額およ
び A 種下限取得価額についても、「取
得価額」を「A 種上限取得価額」また
は「A 種下限取得価額」に読み替えた
上で前号の規定を準用して同様の調整
<u>を行う。</u>
び B 種種類株式を対価とする取得請求
A 種種類株主は,取得請求権行使期
間開始日以降いつでも, A 種種類株式
の全部または一部の取得を請求する日

現行定款 変更案

(以下「B 種種類株式等対価取得請求 日」という。)を特定して、当該日の 45 日前までに書面により当会社に対 して通知(撤回不能とする。)した場合 に限り、当会社に対して、B 種種類株 式等対価取得請求日において, 金銭お よびB種種類株式の交付と引換えに, その有するA種種類株式の全部または 一部を取得することを請求すること (以下「B 種種類株式等対価取得請求」 という。)ができるものとし, 当会社は, B 種種類株式等対価取得請求日におい て, 当該 B 種種類株式等対価取得請求 に係るA種種類株式を取得するのと引 換えに、法令の許容する範囲内におい て, 当該 B 種種類株式等対価取得請求 に係る A 種種類株式の数に, A 種残余 財産分配額を乗じて得られる額の金銭 および次号に定める数の B 種種類株式 を, 当該 A 種種類株主に対して交付す るものとする。なお,本号においては, 第2項第(3)号に定める日割未払優先配 当金額の計算における「残余財産の分 配が行われる日」および「分配日」を B 種種類株式等対価取得請求日と読み 替えて, 日割未払優先配当金額を計算 する。ただし、当該 B 種種類株式等対 価取得請求がなされた A 種種類株式の 取得と引換えに交付することとなる金 銭の額が、B 種種類株式等対価取得請 <u>求日における分配可能額を超える</u>おそ れがある場合には、B 種種類株式等対 価取得請求がなされたA種種類株式の 数に応じた比例按分の方法により, 種種類株式を取得するものとし, かか

現行定款 変更案 る方法に従い取得されなかったA種種 類株式については、B 種種類株式等対 価取得請求がなされなかったものとみ なす。 **(2)** 前号によるA種種類株式の取得と引 換えに交付する B 種種類株式の数は, B 種種類株式等対価取得請求日が, (i) 平成26年7月8日(同日を含む。)か ら平成30年6月30日(同日を含む。) までのいずれかの日である場合におい ては、B 種種類株式等対価取得請求に 係る A 種種類株式の数に 0.22 を乗じ て得られる数, (ii)平成30年7月1日 (同日を含む。)から平成31年6月30 日(同日を含む。)までのいずれかの日 である場合においては, B 種種類株式 等対価取得請求に係るA種種類株式の 数に 0.29 を乗じて得られる数, (iii)平 成31年7月1日(同日を含む。)以降 においては、B 種種類株式等対価取得 請求に係る A 種種類株式の数に 0.37 <u>を乗じて得られる数とする。また、B</u> 種種類株式等対価取得請求に係るA種 種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式の合計数に1株に満たない 端数があるときは、これを切り捨てる ものとし、この場合においては、会社 法第167条第3項に定める金銭の交付 は行わない。 (金銭を対価とする取得条項) 当会社は、平成27年6月30日以降 6. いつでも, 当会社の取締役会が別に定 める日(以下「金銭対価償還日」とい う。) が到来することをもって, A 種種 類株主等に対して, 金銭対価償還日の

現行定款 変更案

60 日前までに書面による通知(撤回不 能とする。)を行った上で,法令上可能 な範囲で、金銭を対価として、A 種種 類株式の全部を取得することができる (以下「金銭対価償還」という。) もの とし (ただし, 金銭対価償還日より前 に第5項第(1)号に定めるB種種類株式 等対価取得請求をする旨の通知が行わ れた場合には, (i)A 種種類株式の全部 について当該通知が行われた場合は金 銭対価償還は行われないものとし, (ii)A 種種類株式の一部について当該 通知が行われた場合は当該通知が行わ れたA種種類株式を除くA種種類株式 についてのみ金銭対価償還が行われる ものとする。), 当会社は, 当該金銭対 価償還に係るA種種類株式を取得する のと引換えに, 当該金銭対価償還に係 るA種種類株式の数に(i)A種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記に 定める償還係数を乗じて得られる額に (ii)A 種累積未払配当金相当額および 第2項第(3)号に定める日割未払優先配 当金額の合計額を加えた額の金銭を, A 種種類株主に対して交付するものと する。なお、本項においては、第2項 第(3)号に定める日割未払優先配当金 額の計算における「残余財産の分配が 行われる日」および「分配日」をそれ ぞれ金銭対価償還日と読み替えて, 日 割未払優先配当金額を計算する。また, 金銭対価償還に係るA種種類株式の取 得と引換えに交付する金銭に1円に満 たない端数があるときは、これを切り 捨てるものとする。「償還係数」とは,

	現行定款
	金銭対価償還日が以下の日に該当する
	かまたはいずれの期間に属するかの区
	分に応じて,以下に定める数値をいう。
	① 平成 27 年 6 月 30 日 : 1.08
	② 平成 27年 7月 1日から平成 28年 6
	月 30 日まで : 1.15
	③ 平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6
	月 30 日まで : 1.22
	④ 平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6
	月 30 日まで : 1.30
	⑤ 平成 30 年 7 月 1 日以降 : 1.38
(譲渡制	限)_
<u>7.</u>	A 種種類株式を譲渡により取得する
	には、当会社の取締役会の承認を受け
	<u>なければならない。</u>
(B 種種	類株式)_
第 13 条	D3 当会社の発行するB種種類株式の内容
	<u>は次のとおりとする。</u>
(剰余金	の配当)_
<u>1.</u>	当会社は,ある事業年度中に属する日
	を基準日として剰余金の配当をすると
	きは、当該剰余金の配当に係る基準日
	(以下「B種配当基準日」という。)の
	最終の株主名簿に記載または記録され
	た B 種種類株主等に対し、B 種配当基
	準日の最終の株主名簿に記載または記
	録された普通株主等と同順位で, B 種
	種類株式 1 株につき, B 種種類株式 1
	株当たりの第2項第(1)号に定めるB種
	残余財産分配額に、次号に定める配当
	年率(以下「B種配当年率」という。)
	を乗じて算出した額の金銭(以下「B種
	配当金」という。)の配当をする。なお,
	B種配当金に、各B種種類株主等が権
	利を有するB種種類株式の数を乗じた
1	110 11 / U D ILLE/X/NO 11- 3X C/K U/C

	現行定款
	金額に 1 円未満の端数が生じるとき
	は、当該端数は切り捨てる。
<u>(2)</u>	B 種配当年率は,B 種配当基準日を
	<u>基準日として普通株式に対して行われ</u>
	る普通株式1株当たりの剰余金の配当
	の額を B 種配当基準日から起算して 3
	取引日前の日(同日を含む。)に先立つ
	連続する30取引日(以下,本号におい
	て「B種配当年率算定期間」という。)
	の東京証券取引所が公表する当会社の
	普通株式の普通取引の VWAP の平均
	値(円位未満小数第2位まで算出し,
	その小数第2位を四捨五入する。)で除
	して得られた比率とする。なお, B種
	配当年率算定期間中に第4項第(5)号に
	規定する事由が生じた場合は,上記の
	VWAP の平均値は第 4 項第(5)号に準
	じて当会社が適当と判断する値に調整
	<u>される。</u>
<u>(3)</u>	<u>B</u> 種種類株主等に対しては,第(1)号
	のほか, 剰余金の配当は行わない。た
	だし、当会社が行う吸収分割手続の中
	で行われる会社法第758条第8号口若
	しくは同法第760条第7号ロに規定さ
	れる剰余金の配当または当会社が行う
	新設分割手続の中で行われる同法第
	763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765
	条第1項第8号ロに規定される剰余金
	の配当についてはこの限りではない。
<u>(4)</u>	ある事業年度において B 種種類株主
	等に対してする剰余金の配当の額が B
	種配当金の額にしないときは、その不
	足額は翌事業年度以降に累積しない。
(残余財)	産の分配)_
<u>2.</u>	当会社は、残余財産を分配するとき

現行定款 変更案 は, B 種種類株主等に対し, 普通株主 等に先立ち,かつ, A 種種類株主等と 同順位で、B種種類株式1株につき、 B 種種類株式 1 株当たり 1,000,000 円 (以下「B種残余財産分配額」という。) を支払う。なお、B 種残余財産分配額 に, 各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に1円 未満の端数が生じるときは, 当該端数 は切り捨てる。 B 種種類株主等に対しては, 前号の (2)ほか,残余財産の分配は行わない。 (議決権) B 種種類株主は、法令に別段の定め <u>3.</u> のある場合を除き, 株主総会において 議決権を有しない。 (普通株式を対価とする取得請求権) 4. B 種種類株主は、いつでも、当会社 に対して, 次号に定める数の普通株式 (以下「請求対象普通株式 (B種)」と いう。)の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部または一部を取得 することを請求すること(以下「普通 株式対価取得請求 (B 種)」という。) ができるものとし、当会社は、当該普 通株式対価取得請求 (B種) に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに, 法令の許容する範囲内において,請求 対象普通株式 (B種) を, 当該 B種種 類株主に対して交付するものとする。 **(2)** B 種種類株式の取得と引換えに交付 する普通株式の数は、普通株式対価取 得請求 (B種) に係る B 種種類株式の 数にB種残余財産分配額を乗じて得ら れる額を,第(3)号乃至第(6)号で定める

現行定款 変更案 取得価額で除して得られる数とする。 また, 普通株式対価取得請求 (B 種) に係る B 種種類株式の取得と引換えに 交付する普通株式の合計数に1株に満 たない端数があるときは、これを切り 捨てるものとし、この場合においては、 会社法第167条第3項に定める金銭の 交付は行わない。 取得価額は, 当初, 145.4円(以下, (3)本項において「当初取得価額 (B種)」 という。)とする。 <u>(4)</u> 取得価額は,平成27年3月12日(同 日を含む。) 以降の毎年3月12日およ び9月12日(以下「B種修正日」と いう。) に, B 種修正日における時価(以 下に定義する。)の 92%に相当する額 (円位未満小数第2位まで算出し, そ の小数第2位を四捨五入する。)に修正 され (以下, かかる修正後の取得価額 を「修正後取得価額 (B種)」という。), 修正後取得価額 (B種) は同日より適 用される。ただし、当該価額が当初取 得価額(B種)の110%に相当する額 (以下「B種上限取得価額」という。) を上回る場合には, 修正後取得価額 (B) 種)はB種上限取得価額とし,50円(以 下「B種下限取得価額」という。)を下 回る場合には,修正後取得価額 (B種) は B 種下限取得価額とする。「B 種修 正日における時価」とは、各 B 種修正 日に先立つ連続する30取引日(以下, 本号において「取得価額算定期間(B 種)」という。) の東京証券取引所が発 表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値 (円位未満小数第2位

	現行定款	変更案
	まで算出し、その小数第2位を四捨五	
	入する。)とする。なお、取得価額算定	
	期間(B種)中に次号に規定する事由	
	が生じた場合, 上記の VWAP の平均値	
	は次号に準じて当会社が適当と判断す	
	る値に調整される。	
<u>(5)</u>	取得価額の調整	
<u>(a)</u>	以下に掲げる事由が発生した場合に	
	は、それぞれ以下のとおり取得価額を	
	調整する。	
<u>①</u>	普通株式につき株式の分割または株	
	式無償割当てをする場合, 次の算式に	
	より取得価額を調整する。なお、株式	
	無償割当ての場合には、次の算式にお	
	ける「分割前発行済普通株式数」は「無	
	償割当て前発行済普通株式数(ただし,	
	その時点で当会社が保有する普通株式	
	を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」	
	は「無償割当て後発行済普通株式数(た	
	だし、その時点で当会社が保有する普	
	通株式を除く。)」とそれぞれ読み替え	
	<u>3.</u>	
	<u>分割前発行済</u>	
<u>調整後</u> 取得価額	= <u>調整前</u> × <u>普通株式数</u>	
<u> 坎怀 Щ 银</u>	<u>力割饭光11佰</u>	
	普通株式数	
	調整後取得価額は、株式の分割に係る	
	基準日または株式無償割当ての効力が	
	生ずる日(株式無償割当てに係る基準	
	日を定めた場合は当該基準日)の翌日	
	以降これを適用する。	
<u>②</u>	普通株式につき株式の併合をする場	
<u>--</u>	合、株式の併合の効力が生ずる日をも	
	<u>н, ын челды селделя шл он с О</u>	

現行定款 変更案 って次の算式により, 取得価額を調整 する。 併合前発行済 調整後 調整前 普通株式数 <u></u> 取得価額 × 取得価額 併合後発行済 普通株式数 下記(d)に定める普通株式1株当たり 3 の時価を下回る払込金額をもって普通 株式を発行または当会社が保有する普 通株式を処分する場合(株式無償割当 ての場合, 普通株式の交付と引換えに 取得される株式若しくは新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを 含む。以下本号において同じ。)の取得 による場合, 普通株式を目的とする新 株予約権の行使による場合または合 併,株式交換若しくは会社分割により 普通株式を交付する場合を除く。),次 の算式(以下,本号において「取得価 額調整式」という。) により取得価額を 調整する。調整後取得価額は、払込期 日(払込期間を定めた場合には当該払 込期間の最終日)の翌日以降, また当 該基準日(以下,本号において「株主 割当日」という。)を定めた場合は当該 株主割当日の翌日以降これを適用す る。なお、当会社が保有する普通株式 を処分する場合には, 次の算式におけ る「新たに発行する普通株式の数」は 「処分する当会社が保有する普通株式 の数」,「当会社が保有する普通株式の 数」は「処分前において当会社が保有 する普通株式の数」とそれぞれ読み替

現行定款	変更案
<u>える。</u>	
調 (発行済 普通株式 数- 当会社が 及- 当会社が (保有する + (保有する + ((保有する + (保有す + (保有す + (保有す + (保有す + (保有 + (保有 + (保有 + (保有 + (保有 + (保有 + (保有 + (r) +	
④ 当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより,下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。),かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同	
じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式にお	
たものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場	

現行定款 変更案 合にはその日の翌日以降, これを適用 する。 <u>(5)</u> 行使することによりまたは当会社に 取得されることにより、普通株式1株 当たりの新株予約権の払込価額と新株 予約権の行使に際して出資される財産 の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって 普通株式の交付を受けることができる 新株予約権を発行する場合(新株予約 権無償割当ての場合を含む。), かかる 新株予約権の割当日に,新株予約権無 償割当ての場合にはその効力が生ずる 日(新株予約権無償割当てに係る基準 日を定めた場合は当該基準日。以下本 ⑤において同じ。) に、また株主割当日 がある場合はその日に,発行される新 株予約権全てが当初の条件で行使され または取得されて普通株式が交付され たものとみなし, 取得価額調整式にお いて「1株当たり払込金額」として普 通株式1株当たりの新株予約権の払込 価額と新株予約権の行使に際して出資 される財産の普通株式1株当たりの価 額の合計額を使用して計算される額 を,調整後取得価額とする。調整後取 得価額は、かかる新株予約権の割当日 の翌日以降,新株予約権無償割当ての 場合にはその効力が生ずる日の翌日以 降, また株主割当日がある場合にはそ の翌日以降,これを適用する。ただし,

> 本⑤による取得価額の調整は、当会社 または当会社の子会社の取締役、監査 役または従業員に対してストック・オ プション目的で発行される普通株式を

	現行定款
	目的とする新株予約権には適用されな
	いものとする。
<u>(b)</u>	上記(a)に掲げた事由によるほか、下
	記①乃至③のいずれかに該当する場合
	には, 当会社は B 種種類株主等に対し
	て、あらかじめ書面によりその旨並び
	にその事由,調整後取得価額,適用の
	日およびその他必要な事項を通知した
	うえ, 取得価額の調整を適切に行うも
	<u>のとする。</u>
<u>①</u>	合併、株式交換、株式交換による他
	の株式会社の発行済株式の全部の取
	得,株式移転,吸収分割,吸収分割に
	よる他の会社がその事業に関して有す
	る権利義務の全部若しくは一部の承継
	または新設分割のために取得価額の調
	整を必要とするとき。
<u>②</u>	取得価額を調整すべき事由が 2 つ以
	上相接して発生し,一方の事由に基づ
	く調整後の取得価額の算出に当たり使
	用すべき時価につき,他方の事由によ
	る影響を考慮する必要があるとき。
<u>③</u>	その他,発行済普通株式数(ただし,
	当会社が保有する普通株式の数を除
	く。) の変更または変更の可能性を生ず
	る事由の発生によって取得価額の調整
	を必要とするとき。
(c)	取得価額の調整に際して計算が必要
	な場合は,円位未満小数第2位まで算
	出し,その小数第2位を四捨五入する。
<u>(d)</u>	取得価額調整式に使用する普通株式
	1 株当たりの時価は、調整後取得価額
	を適用する日に先立つ連続する 30 取
	引日の東京証券取引所が発表する当会
	社の普通株式の普通取引の VWAP の

	現行定款	変更案
	平均値とする。	
<u>(e)</u>	取得価額の調整に際し計算を行った	
	結果,調整後取得価額と調整前取得価	
	額との差額が1円未満にとどまるとき	
	は,取得価額の調整はこれを行わない。	
<u>(6)</u>	前号の規定により取得価額の調整を	
	行う場合には,B 種上限取得価額およ	
	び B 種下限取得価額についても,「取	
	得価額」を「B 種上限取得価額」また	
	は「B 種下限取得価額」に読み替えた	
	上で前号の規定を準用して同様の調整	
	<u>を行う。</u>	
(譲渡制限	<u>)</u>	
<u>5.</u>	B 種種類株式を譲渡により取得する	
	には, 当会社の取締役会の承認を受け	
	なければならない。	
_(株式の併	合または分割,募集株式の割当て等)	(削除)
第 13 条の	4 当会社は,種類株式について株式の分	
	割または併合を行わない。	
	当会社は,種類株主には,募集株式	
	の割当てを受ける権利または募集新株	
	予約権の割当てを受ける権利を与えな	
	<u> </u>	
	当会社は,種類株主には,株式無償	
	割当てまたは新株予約権無償割当てを	
	行わない。_	
(種類株主	総会)	(削除)
第 20 条の 2	2 第15条の規定は,定時株主総会と同日	
	に開催される種類株主総会にこれを準	
	用する。_	
	第 16 条, 第 17 条, 第 18 条第 1 項,	
	第 19 条および第 20 条は,種類株主総	
	会にこれを準用する。	
	第 18 条第 2 項の規定は、会社法第	
	324 条第 2 項の規定による種類株主総	

現行定款	変更案
会の決議にこれを準用する。	